

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 感染症の予防及びまん延防止に関する基本的な考え方

本会では感染症の予防及びまん延の防止のために、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

2. 感染対策委員会その他法人内の組織に関する事項

本会内に事業所等の管理者等で構成する「感染対策委員会」を設置する。

3. 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修及び訓練に関する基本方針

- (1) 事業所等の職員を対象とした感染症の予防及びまん延防止に関する研修は、事業所等において年 1 回以上実施するとともに、事業所等の職員を新規に採用したときにおいても実施する。
- (2) 事業所等の職員を対象とした感染症の予防及びまん延防止に関する訓練は、事業所等において年 1 回以上実施する。
- (3) 研修及び訓練の実施内容は毎回記録する。

4. 平常時の感染症に関する対応・対策

「感染対策マニュアル」に沿って、感染症の予防及びまん延防止に努める。

(1) 実施する事項

- ①事業所の換気の適宜実施
- ②事業所の衛生環境の保持
- ③職員の体調管理
- ④手洗い、手指消毒の実施

(2) 必要に応じて実施する事項

- ①職員・利用者へのマスク着用の促し
- ②訪問先が不衛生・劣悪な住環境や感染リスクが高い場合は、シューズカバーやスリッパ、プラスチックグローブの着用
- ③感染症に関する簡易検査

(3) 記録と再検討

- ・前号に記載する事項を行った場合は、事業所内で記録する。
- ・必要に応じて委員会において、平常時の感染症に関する対応・対策を再検討する。

(4) 必要時、本会内や関係機関と情報共有や連携をして、まん延しないようにする。なお、外部機関へ情報配信をする場合や本会として公表する場合は、個人情報

報に十分配慮する。

(5) その他、感染症発生時における業務継続計画に基づき、対応・対策を行う。

5. 感染発生時に関する対応・対策

- (1) 事業所等において感染症が発生した場合は、「感染対策委員会」が中心となり、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡と対応を行う。「感染対策委員会」は、その内容及び対応について、事業所等の職員に周知する。
- (2) 報告が義務付けられているものについては、速やかに行政へ「感染対策委員会」の委員が報告する。
- (3) 感染拡大の防止を「感染対策委員会」が協議し、行政・保健所からの指示に従い、事業所等の職員に周知し実施する。
- (4) 必要時、本会内や関係機関と情報共有や連携をして、まん延しないようにする。なお、外部機関へ情報配信をする場合や本会として公表する場合は、個人情報に十分配慮する。
- (5) その他、感染症発生時における業務継続計画に基づき、対応・対策を行う。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。